

別表第2（第7条関係）

利用の調整に係る指数表

番号	事由	保護者の状況	細目	指数	
1	就労	月20日以上就労	月160時間以上就労	20	
			月140時間以上160時間未満就労	19	
			月120時間以上140時間未満就労	18	
			月100時間以上120時間未満就労	17	
			月80時間以上100時間未満就労	16	
			月64時間以上80時間未満就労	15	
		月16日以上20日未満就労	月120時間以上就労	17	
			月100時間以上120時間未満就労	16	
			月80時間以上100時間未満就労	15	
			月64時間以上80時間未満就労	14	
月12日以上16日未満就労	月80時間以上就労	14			
	月64時間以上80時間未満就労	13			
月12日未満就労又は内職	月64時間以上就労	12			
2	妊娠又は出産	妊娠中であるか又は出産後間がない。		20	
3	疾病、負傷又は障害	疾病又は負傷	入院	22	
			通院又は自宅療養	常時臥床	22
				精神の障害又は結核	20
			一般療養	18	
		身体障害	1級又は2級	22	
			3級	20	
4級以下	18				
4	同居親族の常時介護又は看護	入院付添い		22	
		居宅内看護		14	
		心身障害者介護		18	
		寝たきり老人介護		18	
5	災害復旧	地震、洪水、火災等の復旧		22	
6	求職等	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。		10	
7	就学又は職業訓練	就学又は職業訓練を受けている。		※1	
8	児童虐待又は配偶者暴力	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。		22	
9	その他	番号1から8までに類する事由として市長が認めるもの。		10～22 ※2	

※1 「7就学又は職業訓練」は、就労の指数から2を減じた指数とする。

※2 「9その他」は、番号1から8までの事由を準用して指数を算定する。

※3 保護者それぞれが該当する指数を合算し、保護者の数で除して指数を算定する。

優先利用の基準表

番号	事由	指数
1	教育・保育給付認定子どもが地域型保育事業（小規模保育事業等）の卒園児童であること	+14
2	保護者が児童福祉法第18条の4に規定する保育士であって、市内の保育所等に月64時間以上就労していること	+14
3	保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であること	+4
4	教育・保育給付認定子どもの属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯であり、保護者の就労により自立が見込まれること	+4
5	世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること	+4
6	教育・保育給付認定子どもが虐待を受けるおそれがある状態その他社会的擁護が必要な状態にあること	+2
7	教育・保育給付認定子どもが精神又は身体に障害を有していること	+2
8	教育・保育給付認定子どもが入所希望月から6か月以上待機中となっていること	+2
9	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること	+1
10	保育を受けようとする保育所又は認定こども園が、兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所又は認定子ども園と同一であること	+1
11	教育・保育給付認定子どもが保護者の第3子以降の子どもであること	+1
12	同居の親族その他の者が65歳未満であること（就労、病気等により保育が困難な場合を除く。）	-2
13	現在保育所又は認定子ども園に入所中であり、転居又は転勤以外の理由で転園を希望すること	-2
14	市外在住者であること（転入予定者を除く。）	-2
15	同一世帯において、正当な理由がなく保育料を滞納していること	-8
16	その他前各号に類する事由として市長が認めるもの	※1

※1 「17その他前各号に類する事由として市長が認めるもの」は、番号1から16までの事由を準用して指数を算定する。

利用の調整は、以下のように行う。

- ① 保育の利用申請のあった教育・保育給付認定保護者について、保育の必要度について指数（優先順位）付けを行う。
- ② 当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに指数が高い方から順にあつせんした上で、同じ指数であった場合は、利用希望順位を踏まえてあつせんする。
- ③ 利用の調整を行った結果、利用できる保育所等がなく入所保留となった場合は、当該申込みに係る入所希望年度内に限り、翌月以降の利用の調整の対象とする。ただし、申込みを取り下げた場合は、この限りでない。
- ④ 上記に規定するもののほか、利用の調整の方法に関し必要な事項は、別に定める。